

公務員の非正規の再任用が拒否された！ フラック企業で 残業代がでない！ ユニオンに相談してください！

2015/6/1...6月

サポートユニオン withYOU

567-0816 茨木市永代町 4-212(阪急茨木市駅)

072-655-5415

<http://www.withyou2011.com>

withyou2011@mail.zaq.jp

サポートユニオンだより

低額で働かせホーダイ！ 残業代ゼロ法案を廃案に追い込もう！

【女性は活躍もできなければ、子育てもできない・竹信三恵子さん】

・アメリカ軍の指揮下で海外派兵をもくろむ「戦争法案」の成立を狙う安倍政権は、今国会での労働法の改悪に関しては「残業代ゼロ法案」と「労働者派遣法改悪」に絞り込んでいます。

・講演された竹信三恵子さんは、これまでの中間層である労働者がいっそう底辺化していく流れを、一般的な家族の例で具体的に話されました。政府は「残業代ゼロ法」は1075万円の「高度プロフェッショナル」を対象とすると言っているが、経団連の400万程度の労働者まで対象にしたいとの本音に対して、塩崎厚生労働大臣が「とりあえず、今は『しっ！』』との発言にみられるように、早晚、すべての労働者が対象になることを前提に話されました。

① 8時間制がなくなり、いくら働いても時間外手当が支給されなくなると、これまで家計を支えていた男性賃金だけでは生活できなくなる。

② 同時に裁量労働制で、仕事ができないと「自己責任」と感じ、歯止めのない超過勤務地獄に追い込まれ、月100時間の過労死ラインをこえるところまで追い込まれていく。

③ 子育て以前に結婚できない状況が存在している。今、結婚できない男性の年収に山

が二つある。そのひとつは200万以下の低所得者層で、もうひとつは900万以上の高所得者層です。高所得者を得るために残業地獄でデートを楽しむ暇がないということだ。

④ イクメンなんて状況にはない。妻である女性がパートに出て生計をカバーしようとするが短時間勤務ではカバーできないために労働時間が長くなり、家事や介護などを放棄せざる得ない状況に追い込まれる。

⑤ そのため、家事・保育そして介護労働を低賃金で雇うことができる外国人労働者に請け負わせるようになる。労働法の世界が通用しない経済特区が拡散し、そのうち一般化する。

⑥ そこで登場してくるのが、竹中平蔵関連の人材派遣会社「パソナ」、麻生太郎関連の「アソウ・ヒューマニティ・センター」。そういうところが、ぼろ儲けする仕組みになっているのではないかと。



大阪労働弁護団・民主法律協会
など大阪法律家8団体共催の5.
21緊急集会が開催されました。

過労死をいっそうすすめる残業代ゼロ法案反対

はじめは一部の専門職を、そして次は、すべての労働者を対象にする悪法です

【緊急集会で確認したこと】

・「労働者」も「使用者」も、労働時間・時間外労働の把握し、とりわけ、「使用者」の把握義務を法定化させる運動をめざそう。
・とりわけ、「ひとり店長」「名ばかり課長」は管理監督者ではなく、実質労働者であることを確認しよう。

・明日また頑張ろうという気持ちになれるワーク・ライフ・バランスを実現し、健康な生活ができる労働法制をめざし、今般の「残業代ゼロ法案」「労働者派遣法改悪」を廃案に追い込もう。

サポートユニオン with YOU メルマガ

5/30(土) 〈共生社会ジャーナル〉 18:00~20:00 withYOU 事務所 参加費 500円

「ともにまなぶ ともにいきる②」の取材をとおして

〈特集〉みんなで語る 障害者権利条約 お話し:合田亨史さん(取材・発行人)

●シリーズ 「ともに学ぶ」ことから生まれるもの・第2回 みんなちがってて、ええんや。自分は、これでええんや。/●[新連載]4コママンガ「お〜い! お〜ちゃん!」/●障害のある生徒のはいすくーるらいふ/ レポート 大阪府立西成高校の「ともに学ぶ」教育/● 「分けない」というこだわり・「豊中の教育はこうしてつくられてきた 第2回」・「ひろがり」学級から校区就学へ



6/27(土) 〈共生社会ジャーナル〉 18:30~20:30 ローズ WAM・405 資料費 500円

「憲法 25 条生存権はどうなったか」

お話し:山村礼子さん(ゆるくすぐやるアクションイベント TAG 代表)

▼2013年5月、〈発信できる喜び〉「発信できる喜びをとおして、DV・貧困そして精神的な不安定を乗り越えた自分を語る」というテーマで、山村礼子さんからお話を聞きました。▼2年が過ぎ、新たな自分発見のためにとりくんでおられる礼子さんからお話を聞きます。▼憲法25条が保障されていない困難な現状とたたかいつつ生きている暮らしの思いと、生存権の保障について発信していただきます。



5月29日(金) ハローワーク雇い止め裁判判決 13:30~ 大阪地裁611号法廷

- ・ 自分たちの都合によって再任用をくり返し、都合が悪くなれば「競争原理によって破れたのだから不採用はあたりまえ」と言い放つ、この冷酷さ、非情さ!まさに「使い捨て」そのもの!しかも、ハローワークで!
- ・ ここ数年、全国のハローワークで毎年2000人も非正規職員が雇い止めにあつたという。全国の非正規社員ではいったいどのくらいの数になるのだろう。
- ・ 被告からの最終準備書面を読むと怒りがふつふつと湧き上がってくる。とりわけ、原告時任玲子さんが一人ひとりの求職者に時間をかけていねいに対応されていることを「求職者を早期に就職に結びつけることが目的」「他の求職者の相談時間が短くなる」「他の求職者を別の非常勤職員が対応しなければならなくなる」と言いたい放題。
- ・ 予断を許されない判決も予想されます。多くの傍聴よろしく願います。

判決のあと、報告集会 14:00~ 大阪弁護士会館 920